

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

4月7日(火)に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

今後、感染を広げないために、医療機関への通院、食料の買い出しなど、生活維持に必要な外出以外は控えていただくようお願いいたします。

本町におきましても、5月6日(水)まで町立学校園の臨時休業や町が主催・共催するイベント等や町立公共施設の利用を中止(延期)しているところです。

皆さまには、ご不便をおかけすることになりますが、ご自分や大切な人の命を守るため、そして社会を守るため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

感染拡大防止のため予防対策を徹底してください

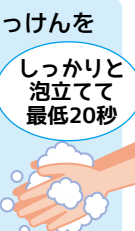
感染は ・「せき」や「くしゃみ」などの飛沫に含まれるウイルス
・ウイルスが付着した物などへの接触 がきっかけで起こります。

基本的な予防対策をしっかり実施して冷静に対応しましょう。

■正しく手を洗う

(外出時や食事前など小まめに)

- 流水でよく手をぬらした後、せっけんを付け、手のひらをよくこする
- 手の甲を伸ばすようにこする
- 指先・爪の間を念入りにこする
- 指の間を洗う
- 親指と手のひらをねじって洗う
- 手首も忘れずに洗う



■3つの「せきエチケット」

せきやくしゃみなどが出るときはマスクの着用などにより「うつさない」ことを特に心掛ける



■3つの密を避けましょう

- 換気の悪い密閉空間
- 多数が集まる密集場所
- 間近で会話・発声をする密接場面



感染を予防する消毒方法

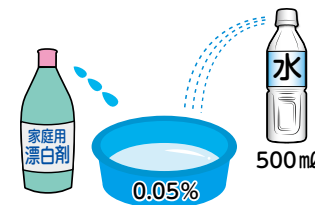
手すりやドアノブなどの身の周りの物は、家庭用漂白剤を使った消毒液でウイルスを除菌することができます。

家庭用漂白剤(塩素系漂白剤)を使った消毒液の作り方【濃度0.05%】

水500mlに、原液濃度5%の塩素系漂白剤を約5ml(500mlペットボトルのキャップ約1杯分)入れて混ぜます。

※作るときは換気をして、手袋を着用してください。

製品に記載された「使用上の注意」を読んでから作業をしてください。



消毒方法

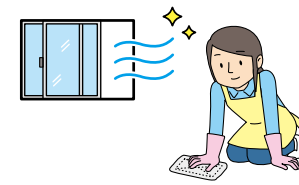
消毒液を十分に含ませてしぼったペーパータオル等で拭き、水拭きした後、から拭きをします。

スプレー式ボトルでの噴霧は、ウイルス拡散の可能性があるので、好ましくありません。

※使用する際は、換気をして手袋を着用してください。

消毒場所

手や指がよく触れるものを消毒してください(手荒れの可能性があるため、手指の消毒には使用しないでください)。



家庭や職場	居間・食事部屋	ドアノブ、窓の取っ手、照明のスイッチ、ソファ、テーブル、椅子、電話機、コンピューターのキーボードとマウス、壁、床等
	台所・トイレ等	水道の蛇口、シャワーヘッド、洗面器、ドアノブ、窓の取っ手、照明スイッチ、浴槽、排水溝、水洗便器と流水レバー、便座とフタ、汚物入れ、壁、床等
	衣類・寝具	通常の洗濯機で問題ないと言われてはいますが、気になる場合には、熱湯消毒(80℃、10分以上)してから洗濯機にかけます。
職場や集合住宅の共用部分	エレベーター・エスカレーター	エレベーターの呼び出しボタン、停止階ボタン、エスカレーターの手すり部分
	建物の出入り口	建物の出入り口にあるドアノブ、ハンドル、セキュリティ対応のオートロックボタンなど不特定の人が触れる部分
	共用のトイレ・給水場所・洗面台等	※家庭や職場の「台所・トイレ等」の欄参照

発熱や咳、だるさなどの症状が続く場合や新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、外出を自粛し、専用ダイヤル(コールセンター(24時間)☎078(362)9980)に相談してください。

旧加古村役場跡周辺地区に地区計画の決定を行いました!

稲美町では合併前の旧3村のひとつ加古村の中心地であった旧加古村役場跡周辺において、住宅や生活利便施設等の積極的な立地誘導を行うため、地区計画の区域決定に向けて取り組んできました。今回、下図の区域において令和2年1月28日に稲美町都市計画決定を行い、様々な建築物が建築できるようになりましたのでお知らせします。

地区計画とは?

地区にお住まいの住民の皆さんの意見を反映しながら、その地区にふさわしい特徴を持ったまちづくりを計画する制度です。

決定後はどうなるの?

地区計画の決定により、旧加古村役場跡周辺で住宅、店舗等の様々な建築行為が容易になり、市街化調整区域でありながら市街化区域に近い土地の利用が可能になります。各街区内で建築できる主な建築物は下の表のとおりです。これ以外に建築できるものや建築の規模等の制限もありますので、詳しくは都市計画課にお問い合わせください。

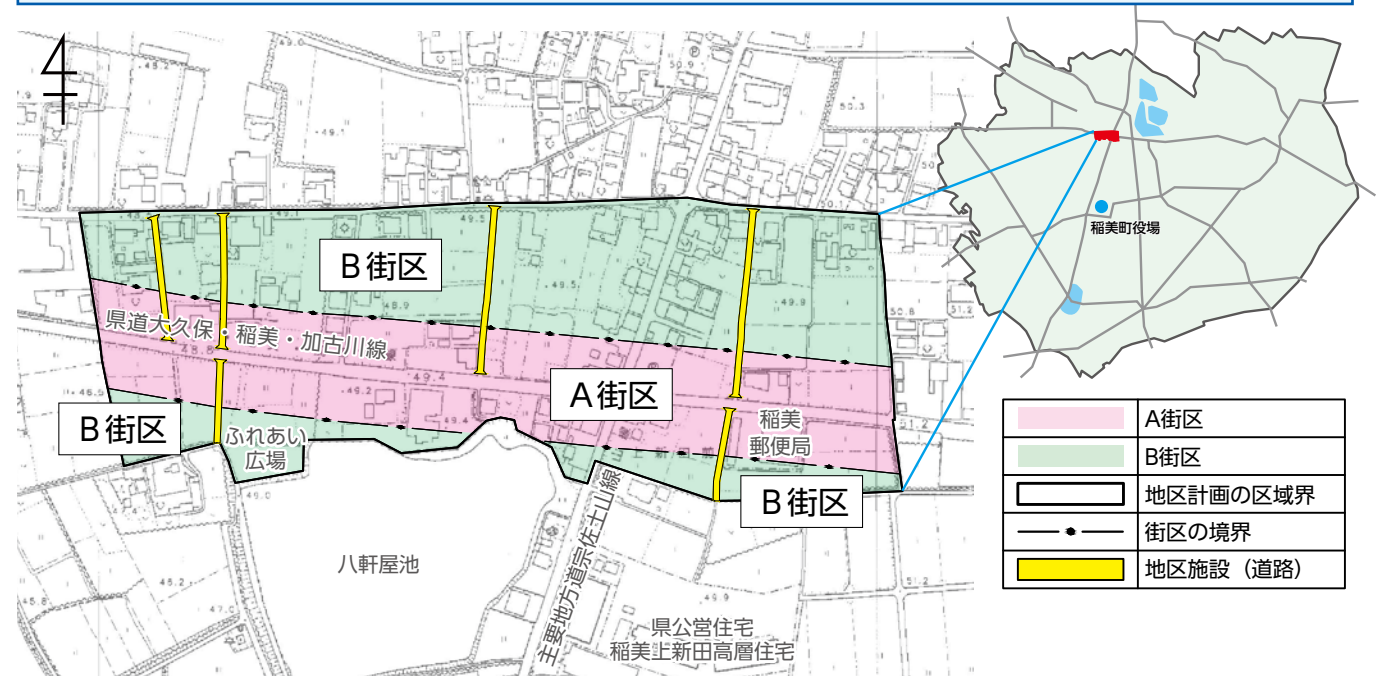
	主な建築物の種類				
	戸建住宅	共同住宅	診療所	店舗	事務所
A街区	○	○	○	○※1	○※1
B街区	○	○	○	○※2	○※2

※1: 1,500㎡以下・2階以下 ※2: 500㎡以下・2階以下

【地区の土地利用の方針】

- ・A街区: 住宅だけでなく、沿道サービス施設や地域住民の日常生活の利便に供する施設の立地を促進する地区
- ・B街区: 既存の住宅や商工業施設と協調しながら、ゆとりある低層住宅の建築を促進する地区

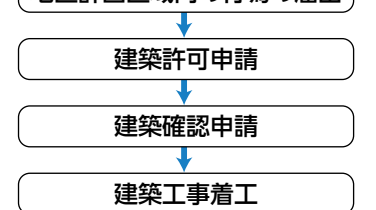
旧加古村役場跡周辺地区地区計画 計画図



建築時の手続きはどうなるの?

地区計画区域内で新築・増築等を行う場合は、従来から必要な建築許可や建築確認申請の前に、「地区計画区域内の行為の届出」が必要になります。申請手順は右のとおりです。ご注意ください。

地区計画区域内の行為の届出



沿道活性化にぎわいづくり補助金制度について

地区計画の都市計画決定を行ってから5年以内にその区域で新築・増築を行う場合に受けられる補助制度です。住宅は18万円分の稲美町共通商品券、住宅以外は固定資産税相当額の2分の1を3年間補助します。